

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パプアニューギニア国ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画協力準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：パプアニューギニア国ココポ・ラバウル沿岸幹線道路
土砂災害対策計画協力準備調査 (QCBS-ランプサム
型)

調達管理番号：24a00874

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月22日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パプアニューギニア国ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画協力準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年3月～2026年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

2025年度末（2026年2月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部運輸交通グループ運輸交通第1チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年1月28日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年1月29日12時まで
3	質問への回答	2025年2月3日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年2月7日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年2月20日10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン 2024年4月（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/AV943HgSG3>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入

札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	現地再委託先の効果的・効率的な管理	第6条 再委託
2	自然条件調査の範囲	別紙2 2. 調査項目

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成にあたっては、発注者が提示する資料等に基づいたものと

すること。

- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

同「補完編（土木分野）」（2023年4月）

同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

同「機材編」（2023年4月）

施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）

コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル〔小中学校・保健センター建設編〕（2015年1月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

JICA不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）

ソフトコンポーネント・ガイドライン

- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)
- JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（３）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。
 - （ア） 第 1 回現地調査
 - 2025 年 4 月下旬から現地日程 10 日間程度を想定。
 - 調査対象とする本プロジェクトの内容（概要）及び検討の方向性等について、実施機関と確認・合意することを目的とする。
 - （イ） 第 2 回現地調査
 - 2026 年 1 月下旬から現地日程 7 日間程度を想定。
 - 調査結果を踏まえ、本プロジェクトの計画内容（無償資金協力事業の対象とする範囲）及び先方実施機関の責任範囲等検討の方向性について、実施機関と確認・合意することを目的とする。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
 - （ア） 初回現地調査派遣前
 - 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
 - （イ） 概略設計協議前の現地調査帰国時
 - 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
 - （ウ） 現地調査帰国後の設計・積算方針確認会議
 - 協力準備調査設計・積算マニュアル土木編（2023 年 4 月）の「表 6－1 概略事業費（無償）積算内訳書」の構成項目を参考に、当該時点で確定している内容と設計・積算方針（案）を整理した資料（和文）
 - （エ） 概略設計協議に関する現地派遣前
 - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を

検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① パプアニューギニア国 ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト（2024年7月）
 - ② 「パプアニューギニア国道路整備能力強化プロジェクトフェーズ2」（2024年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

- 土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

別紙1のとおり。

(7) 環境社会配慮

- 本プロジェクトは、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。同ガイドラインに基づき以下の項目³にかかる調査を行う。なお、報告書の作成に当たっては、「環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2023年5月）」を参照すること。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案の作成支援に係る検討を行う。
- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

(8) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

本業務はクラスタ事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）⁴の XXXX に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- ① XXXX マスタープラン策定プロジェクト
- ② XXXX 情報収集・確認調査
- ③ ○○○国 XXXX 整備事業
- ④ ○○○国 XXXX アドバイザー

(9) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

³なお、環境社会配慮関連の調査の結果、本事業が用地取得・住民移転を伴う事が確認される等、「住民移転計画案」の策定等の追加業務が必要となった場合には、契約変更（業務の追加）の協議を申し入れます。

⁴保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ事業戦略」として、取り組みを強化しています。

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① XXXX 整備計画
- ② XXXX プロジェクト
- ③ XXXX 事業

➤ 特に実施中の「XXXX プロジェクト」での〇〇〇と本事業での施設整備による、開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

(10) 相手国関係機関の調整

本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関係する XXXX も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。
- 建設候補地点の検討・決定においては XXXX の関与が大きいため、インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種打合せに際しては XXXX にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。

(11) プレF/Sの内容確認

本プロジェクトについては、発注者が実施している「ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト」において、プレF/Sが実施されている。

このため、協力準備調査に先立って発注者が提供する同プレF/Sのレポート・資料等を確認する。

(12) 概略設計（防災・排水対策）の検討

上記プレF/Sにおいて、対象道路に対する以下の防災・排水対策について、予備的な設計を行っている。

- 道路横断設計（嵩上げの予備検討を含む。）
- 排水構造物設計（降雨量・洪水分析を含む。）
- 橋梁設計（横断、縦断）及び沈砂池設計（沈砂量の分析を含む。）
- カルバートの規模
- 斜面对策設計

今次調査で実施する概略設計に当たっては、これら予備的な設計を所与のものとして、当該設計の検証や地形測量、地質調査等を踏まえて、設計方針を検討することとし、検討過程において、発注者及び先方政府実施機関を密接に協議することとする。

(13) 斜面对策に係る概略設計

斜面对策については、その対策工法に多くのオプションが存在すると想定される。本プロジェクトにおける斜面对策工事が、同国における試行対策となり、将来的な展示効果も発揮される可能性があるため、技術的にかつ経済的な範囲内で、複数の斜面对策工法を取入れることを検討する。

また、斜面对策はその積算精度を確保することが難しい場合があるため、調査過程を通じて追加の地質調査等が必要か等について検討する。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

本業務では当該項目は適用しない。

- 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、別紙 2 に示す自然条件調査を行う。

(5) サイト状況調査

本業務では当該項目は適用しない。

設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う。

① 既存施設調査

既存施設の利用状況、破損の規模、維持管理体制、運用状況などについて確認をする。

② 設置予定場所状況の調査

橋梁、沈砂池等の施設の施工予定場所の広さ、資機材置き場（建機、資機材）、空調、電力（停電対策含む）等

③ 交通量調査

既存の交通量データを入手するとともに、対象橋梁の架橋地点において簡易な交通量調査（車種別）を実施し、将来交通量を推計する。（23）事業の評価指標の検討の観点からも留意する。

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

A) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

1) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準

等

- 2) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - 3) 関係機関の役割
- B) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- C) ベースラインとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合(例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は5年、社会面は3年程度)、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- D) 影響の予測
- E) 影響の評価及び代替案の比較検討
- F) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討
- G) 環境管理計画案・モニタリング計画案(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)の作成
- H) 予算、財源、実施体制の明確化
- I) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。)
- J) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO₂換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計
- (ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書(又は IEE 報告書)の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案(又は IEE 報告書案)を作成する。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会(や世帯内)における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査

し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

- (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
- (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

③ 調査項目として下記を含める。

- 男女別の当該区間の道路の利用状況
- 当該区間で土砂崩れが発生した際に受ける男女別の影響（どのような施設にアクセスできなくなるか）

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

本業務では当該項目は適用しない。

事業計画に当たって、気候変動対策（適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

- 具体的には、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推

定（間接受益者である ENB 州の住民 45.7 万人と異なる場合）を実施し、本事業が気候変動対策に資するか検証すること

（１０）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

（１１）施設、設備計画調査

- 既存施設の種類・仕様・数量、使用状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画に反映する。

（１２）基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

（１３）施工計画の立案

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 以下の施工計画について検討・作成する。
- ① 施工方針
 - ② 施工上の留意事項
 - ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
 - ④ 品質管理計画
 - ⑤ 資機材調達計画
 - ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
 - ⑦ 実施工程

⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討

⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮

⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。

- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(17) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力学スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁵（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁶を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用

⁵ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

⁶ 無償資金協力事業では免税が原則である。

- その他当該事業実施において関係する主要税目

- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（20）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（21）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁷。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（22）想定される事業リスクの検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

⁷ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(23) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(24) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁸に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会⁹を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(25) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26) 協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

⁸ OCAJI 等の関連業界団体を含む

⁹ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

(27) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹⁰も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	—
環境チェックリスト (調査方針)	契約締結後 2 ヶ月以内	日本語	電子データ	—
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	英語	電子データ	—
協力準備調査報告書 (案)	解析後	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—

¹⁰ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	—
進捗報告書 ¹¹ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	—
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	—
環境チェックリスト （設計方針会議用）	設計方針会議の実施後	日本語	電子データ	—
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	2026年11月	日本語	電子データ	—
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	4枚
		日本語	製本	3枚
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	7枚
		日本語	製本	5部
		英語	CD-R	11枚
		英語	製本	9部
概略事業費積算内訳書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	2部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	—

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

（２）インセプション・レポート、現地調査結果概要、協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（３）概略事業費積算内訳書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

（４）進捗報告書の初版

¹¹ Project Monitoring Report (PMR)

¹² 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報¹²の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(6) 環境社会配慮に関する資料

(ア)環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

(イ)環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

(ウ)初期環境調査報告書／環境アセスメント案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(エ)ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

第6条 再委託

本業務では、現地再委託の実施を想定していない¹³。

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然条件調査 ¹⁴	別紙2 2. 調査項目 に示す範囲	一式	定額計上
2	交通量調査	第4条（5）③交通量調査に記載の	一式	定額計上

¹² 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹³ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

¹⁴ 本業務では土砂流出の多発する地域において沈砂池や橋梁を設計することを求めており、現地の自然条件について詳細に把握する必要がある。そのため、競争参加者は現地再委託先との効果的、効率的な業務管理体制についてプロポーザルにおいて提案をして下さい。

	内容		
--	----	--	--

第7条 機材の調達

- 本業務では、機材調達の実施を想定していない。
- 本業務では、以下の対応を行う。
 - 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
 - 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：パプアニューギニア独立国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：東ニューブリテン州（約 45.7 万人）
- (3) 案件名：ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画（The Project for Landslide Risk Reduction on the Kokopo-Rabaul Coastal Trunk Road）
- (4) 事業の要約：東ニューブリテン州の州都・商業中心地であるココポ市街地とラバウル港を結ぶ幹線道路で土砂災害が多発するカラビ～ラングナ間 2.4 キロ区間の斜面・排水対策を実施するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における運輸交通セクター地域の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
 パプアニューギニア独立国（以下、「同国」という。）の北東部に位置するニューブリテン島は東ニューブリテン州（以下、「ENB 州」という。）と西ニューブリテン州により構成され、ニューギニア本島に次ぐ第二の面積を持ち、ENB 州のココポとラバウルは、周辺の島嶼州への主要な移動および燃料を含む物資輸送の重要なハブでもある。マグロ・カツオ、パームオイルやカカオ、バルサ材など農林水産物輸出や戦跡を活用した観光業が主要産業である ENB 州北部地域は活火山群があり、自然災害による影響を受けやすい地域である。1994 年の火山噴火時には大量の火山灰により、当時の州都ラバウルが壊滅的な被害を受けたため、州都や空港をラバウルからココポへ移転させている。第二次大戦中には日本軍の拠点であったラバウル周辺地域は、近年、移転したトクア空港の国際化とこの地域の観光を軸とした経済特区整備が構想されるなど経済発展が期待されている。

ENB 州のココポ・ラバウル幹線道路は、全国第 4 位の貨物取扱量を扱うラバウル港と東ニューブリテン州の州都であるココポを結ぶ全線 24 キロの国道（2 車線）で、ラバウル港とココポ市街を結ぶ大型トラック走行可能な唯一の主要幹線道路である。未舗装の割合が大きい同州の道路のなかでも、同道路は大部分の区間で簡易舗装（同州で唯一可能な二層式簡易舗装）が施されており、近年の人口伸び率や地域の経済成長率、港湾貨物率を踏まえると今後同道路の果たす輸送機能の更なる増加が見込まれている。

しかしながら、舗装は必要最小限の表層構造であることもあり、大型トラックのような重量車両の通行が繰り返された結果、雨水がたまり舗装に損傷が見られる。更に、降雨時には山側斜面から堆積した火山灰が土砂となって流入し、通行止めが度々発生し、経済活動や社会サービスに影響を及ぼしている。特にココポから西に 4 キロ付近のカラビ～ラングナ間（延長 2.4 キロ）は本道路の中でも交通量の多い地域であるが、山体斜面の末端をカットして道路を建設した地形的な問題に加え、この地域一帯に見られる火山性堆積物の流出による土砂災害多発地帯であり、この土砂流入で毎年 3 日程度の通行止めが 2 回程度発生している。2019 年の豪雨の際には、大規模な土砂災害により通行止めが発生し、復旧までに 3 週間がかかるなど、この道路のボトルネックとなっている。その際には、周辺の農園が破壊さ

れ、道路には丸太、岩、瓦礫などあらゆるものが堆積し、州政府で除去費用として 300 万キナ（約 1.2 億円）が費やされた。

（２） 同国では、国家が進める経済政策や社会サービスの妨げとなる災害による経済的ロスと主要インフラの損害削減を目標に含めた国家災害リスク削減枠組み 2017 - 2030 を策定したほか、中期開発計画 IV 2023-2027 でも気候変動や自然環境保護、防災を優先分野に掲げ、気候変動に耐性のあるインフラへの投資へ優先予算措置を行い、産業維持・拡大に欠かせない災害への耐久性向上を重要視しているものの、予防保全に必要なデータ収集やモニタリングの欠如のため、具体的な防災のための道路設計や技術導入などは進んでいない。ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画（以下、「本事業」という。）は、当該道路上の土砂災害多発区間に斜面・排水対策を行い、道路交通の安全通行の確保を図り、もって物流の安定に貢献するものである。運輸交通セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

2021 年に開催された「第 9 回太平洋・島サミット（PALM9）」でコミットされた 5 つの開発協力方針重点分野のうち、本事業は「（４）持続可能で強靱な経済基盤の強化」に貢献するもの。また、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の第三の柱として「多層的な連結性」が掲げられ、地域全体の活力ある成長を実現するため、インフラ整備による脆弱性の克服が重要とされている。また我が国の対パプアニューギニア独立国国別開発協力方針（2017 年 7 月）では、重点分野の一つに「経済成長基盤の強化」が設定され、持続的な経済成長への基盤となる経済インフラ整備・維持管理や産業・商業復興を最優先課題として挙げている。さらに、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）2. 運輸交通では、「グローバルネットワークの構築」クラスターが掲げられ、物流の拠点となる港湾までの道路整備、また都市間を有機的に結ぶ幹線道路整備が必要不可欠とされているほか、20. 防災・復興を通じた災害リスク削減では、事前投資による経済損失やインフラ被害軽減を目的としている。本事業はこれら方針に合致する。

（３）他の援助機関の対応

ENB 州において、ADB はワランゴイ水力発電所の改修調査、トクア空港滑走路緊急改修調査を実施しているほか、世銀は観光産業・インフラの強化等を実施中。また、EU はラバウル港改修事業を検討中であるが、本案件との重複する事業はなし。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、ココポ市街地とラバウル市街地及びラバウル港を結ぶ幹線道路上の、土砂流入による通行止めが定期的に発生する 2.4 キロの区間に斜面・排水対策の実施を通じて、物流の安定に資するものであり、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献する。同国の一人当たりの GNI は 2,700 米ドル（2022 年世銀）で低中所得国に分類されるものの、島嶼国であり、山岳地帯を背景にした海岸沿いの

限られた平地に道路を建設せざるを得ない同国は自然環境の変化に脆弱な地域であり（環境的脆弱性）、天然資源が輸出の大部分を占めることから、安定的な資源生産・輸出が阻害される地震等の自然災害の発生や資源価格の変動に経済が左右されやすい（「経済的脆弱性」）。本地域は産業開発の可能性が高く、日本との歴史的な関係が深い地域であることに加え、本事業では日本で活用されている技術を初めて導入する事業であり、同国政府からもココポ・ラバウル地区と日本の歴史的なつながりから、日本による協力の実施が強く希望されていることから、日本のプレゼンス強化に寄与するとも考えられており（外交的観点）、本事業の実施を支援する必要性及び妥当性は高い。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的：本事業は、当該幹線道路のココポ周辺の土砂災害多発区間（2.4km）において斜面・排水対策を実施することで通年の安全な通行の確保を図り、もって物流の安定に寄与するもの。

②事業内容

ア）施設：ココポ・ラバウル幹線道のカラビ～ラングナ間 2.4km 間の道路改修（横断勾配の設置、嵩上げなど）、橋梁（2）、排水側溝及び横断カルバート、沈砂池（2）及び水路（2）、斜面对策

イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：調査、図面作成、概算工事費策定、入札図書作成、施設維持管理等技術指導等。

ウ）調達・施工方法：資機材は、現地/第三国/本邦調達を想定。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）直接受益者：ココポ、ラバウル幹線道路利用者（約 7,100 人/日）、間接受益者：ENB 州の住民（約 45.7 万人）、及び本地域への訪問者

④他の JICA 事業との関係

2020 年～2024 年「ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト」により、適切な予算措置並びに調和のとれたインフラ整備のためのインフラ開発計画作成を支援中。なお、本事業は上記プロジェクトで支援しているインフラ開発計画で、本地域での優先プロジェクトとして特定され、既にプレ・フィージビリティ調査が実施されている。

2021 年 3 月～2025 年 3 月「道路整備能力強化プロジェクトフェーズ 2」では、ENB 州を含む 5 州で未舗装道路の維持管理能力強化を支援中。

（2）事業実施体制

事業実施機関／実施体制：公共事業省（Department of Works and Highways）

他機関との連携・役割分担：同国政府は独自予算でココポ・ラバウル幹線道路延長箇所のトクア空港からココポまでの 2 車線区間（17km）の 4 車線化を実施中。

運営／維持管理体制：公共事業省は ENB 州ココポに土木部門の管理権限を持つ地域事務所を設置している。ENB 州は JICA 道路整備能力強化プロジェクトでのカウンターパート機関であり、州別国道舗装率が首都特別区に次いで高い（89.8%. 2012 年）ことから、一般的

な道路舗装建設、メンテナンスの経験は他州に比べ多くの経験があり、日常的な維持管理を行う能力は問題ないと考えますが、詳細については協力準備調査で確認する。

安全対策： 調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(3) 安全対策： 調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(5) 横断的事項: 本事業実施により、気候変動の影響を受けやすく、災害により道路等へのアクセスが阻害される住民が、年間を通じて道路へのアクセスが可能となることにより気候変動適応に貢献する可能性があるため、詳細は協力準備調査で確認する。

(6) ジェンダー分類：【確認中】GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>協力準備調査にて、男女別の道路の利用状況やニーズの違い、実施機関や工事現場での女性の雇用状況など、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

(7) その他特記事項：工事に当たっては、地域の経済活動への悪影響を最小限にする配慮する。また、本事業実施過程で土砂災害対策技術の移転可能性を追求するとともに現在実施中の技術協力プロジェクトとの連携も検討する。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値(2031年) 【事業完成3年後】
対象地区の土砂災害による通行止めの日数	6日/年	0日/年
対象地区の土砂災害発生時の政府による復旧費用	300万キナ/年	0キナ/年

(注) 300万キナは約1億1,590万円

(2) 定性的効果：ラバウルーココポ間内の安全な通行と物流の安定。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

現地事情を考慮した事業費の積算の必要性

「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」(評価年度：2021年)においては、事業を実施する際に地域ごとに異なる追加経費が生じる可能性のほか、建設コストの高騰という要因もあるため、計画策定段階においては、地理的・社会的条件を勘案した事業費積算の徹底を行うこと、また予備費の計上などを講じることにより、事業実施に極力遅延が生じることをないようにすることが重要との教訓が挙げられていることから、積算の際には事業実施地域での情報を十分入手、反映するとともに、場合によっては予備費を計上して対応することを検討する。

以上

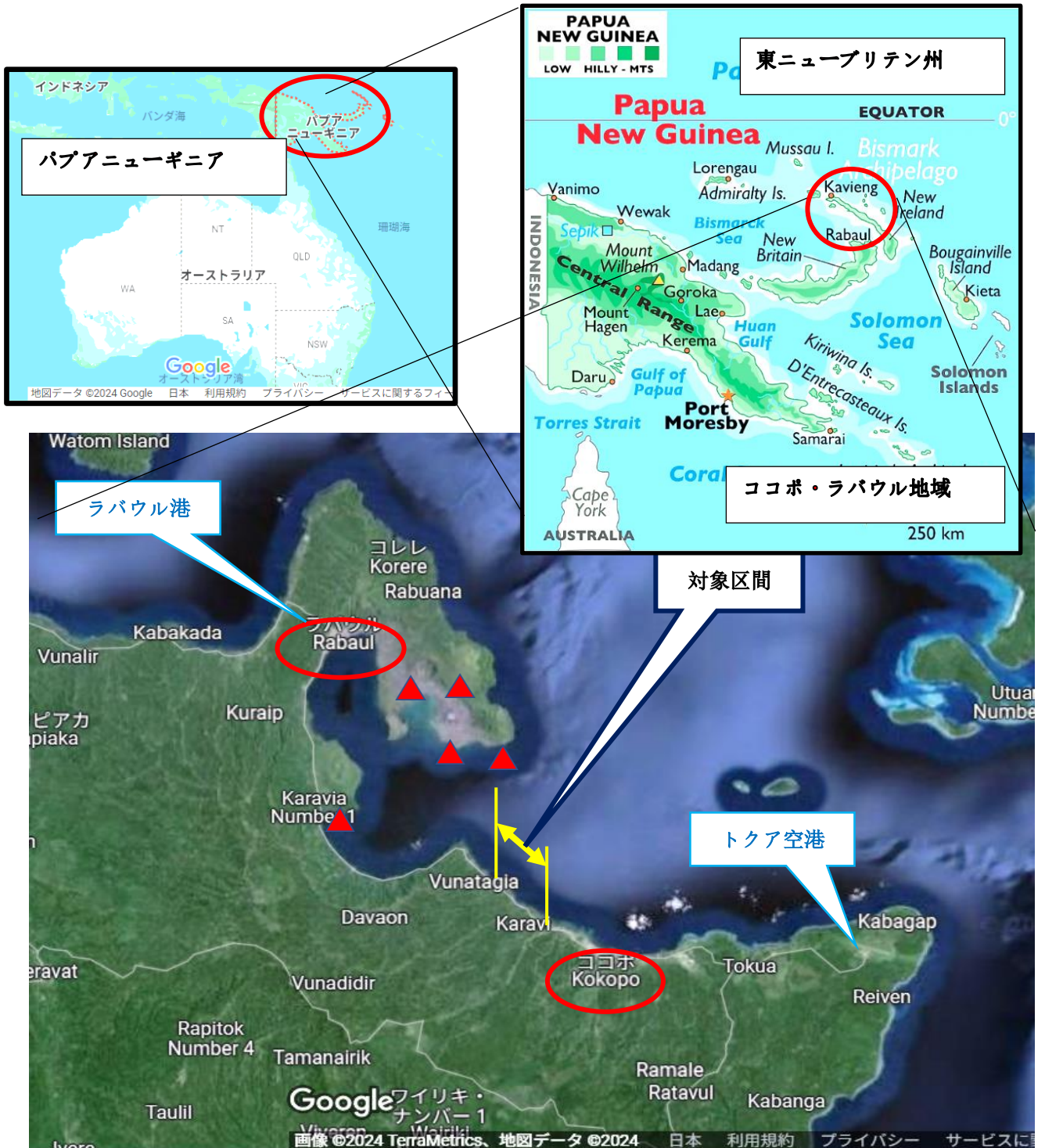
[別紙資料] ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画 環境社会配慮
[別添資料] ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画 地図

ココボ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。
- ④ 汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以上

ココポ・ラバウル沿岸幹線道路土砂災害対策計画 地図



出典 : Google Maps (画像©2024 TerraMetrics@地図データ) より JICA 作成
World Atlas (<https://www.worldatlas.com/maps/papua-new-guinea>) より JICA 作成

自然条件調査 仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

2. 調査項目¹⁵

(1) 気象・水文データ

プロジェクトサイトにおける降雨量等の気象データ及び洪水水位・流量等の水文データを入手する。

(2) 地形測量

1) 橋梁建設地点（2カ所）

平面地形測量：架橋計画地点を中心に延長 100m×幅 50m程度

河川縦断測量：架橋計画地点を中心に上流 100m下流 200m程度

河川横断測量：測量幅 50m×15ヶ所程度

2) 斜面对策地点（4カ所）

平面地形測量：（斜面延長＋両端 50m）×幅 50m程度

注：対象となる斜面の延長は、約 110m、36m、262m、及び 66m。

なお、本プロジェクト対象道路全体の地形図については、既存の地形図を入手すること。

(3) 地質調査

ボーリング調査（及び標準貫入試験）：

1) 橋梁建設地点（2カ所）：計4本

各橋梁建設地点において橋台：2本（各 30m）を想定。

2) 斜面对策地点（4カ所）：計5本

斜面延長 150m毎に1本（各 10m）程度を想定。

注：対象となる斜面の延長は、約 110m、36m、262m、及び 66m。

(4) 支障物調査

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等の支障物を確認する。

¹⁵ 本文に記載されている内容は、現在 JICA が入手している情報を基に、仮に設定した調査項目であるため、競争参加者は、より具体的な自然条件調査の範囲・数量について、プロポーザルで提案してください。特に地形測量においては、河川流量や土砂流出等についてどのような調査を行い、得られたデータをもとにどのような橋梁クリアランスを設定するか、また沈砂池の設計に反映するかについてご提案下さい。正確な情報に基づいた、具体的な提案を高く評価します。なお、最終的な自然条件調査の範囲は、プロポーザルの提案を踏まえ、契約交渉で確定し、特記仕様書に規定することとします。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路・橋梁建設に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制

本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力事業が実施される場合は、設計・監理コンサルタントとして、当機構が本件業務の受注者を先方政府実施機関に推薦予定です。このため、本体事業実施に際しての実実施設計・施工監理体制（作業計画／要員計画等）について、提案してください。

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：パプアニューギニア国及びその他開発途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程（想定）

- | | |
|----------------|-------------|
| 1) 事前準備： | 2025年3月～4月 |
| 2) 第1回現地調査： | 2025年4月～5月 |
| 3) 第1回国内解析： | 2025年6月～11月 |
| 4) 概要資料ドラフト提出： | 2025年12月 |
| 5) 概略設計ドラフト説明： | 2026年1月 |
| 6) 国内整理： | 2026年2月～3月 |
| 7) 概要資料提出： | 2026年3月 |
| 8) 最終報告書提出： | 2026年5月 |

(2) 業務量目途

- 1) 業務量の目途： 約 21.01 人月
- 2) 渡航回数を目途： 全 12 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 交通量調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2023年5月）
- パプアニューギニア国道路整備能力強化プロジェクトフェーズ2 事業完了報告書（2024年12月）

2) 公開資料

- パプアニューギニア国 ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート（2024年7月）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000053634.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下のとおりとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とと

もに別途提出します。

【上限額】

88,720,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上として
いる項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のど
れに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費
や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
自社負担とします。

- １）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２）上限額を超える別提案に関する経費
- ３）定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案
に関する経費

（４）定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上があります（25,000千円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して
契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載く
ださい。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は
別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ
ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者から
の見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を
確定します。

対象とす	該当箇所	金額（税抜	金額に含まれる	費用項目
------	------	-------	---------	------

	る経費		き)	範囲	
1	自然条件調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	19,000,000 円	特記仕様書 別紙2 2. 調査項目に示す範囲	現地再委託
2	交通量調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	1,000,000 円	特記仕様書 第4条 (5) ③交通量調査に示す内容	現地再委託
3	環境社会配慮調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託」	5,000,000 円	環境社会配慮調査	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

- 1) パプアニューギニア国における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、ポートモレスビー市は一律31,000円／泊、その他の地域は一律26,000円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)